

ライフデザイン実現応援業務委託 仕様書

1. 事業目的

中学生や高校生等の若い世代が、自分の希望に添ったライフイベントを思い描くことができるよう、結婚、子育て、ワークライフバランス等に関する必要な知識や情報を総合的に習得するとともに、将来のライフデザインを希望を持って描くことができるようにすることを目的とする。

2. 業務委託期間

契約締結日～令和7年3月21日（金）まで

3. 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) ライフデザイン動画の制作

ア 目的

- ・中高生等の若い世代に、希望に沿ったライフデザインを描くために必要な知識や情報を知ってもらうきっかけとなるよう、視覚的、聴覚的に分かりやすく伝える。

イ 内容

- ・就労、結婚、妊娠・出産、子育て等のライフイベントについて、学ぶきっかけを与えたり興味を持ってもらえる動画を企画し、アニメーションで制作する。

ウ 規格等

- ・動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、画面比率は16：9とする。
- ・再生用データ：CD-R 2枚
- ・動画配信、ウェブサイト掲載用データ：PC等で再生可能なMP4データ

エ 長さ及び本数

- ・動画は1本あたり1～2分程度のアニメーション×9本以上とする。
- ・内容によっては2本以上の動画をつなげて見られるようにしても良い。

オ 企画案の作成

- ・動画のシナリオ、絵コンテ等の企画案については、県と十分に調整を行い、受託者が作成する。

カ 制作編集

- ・動画には必要に応じてナレーション、BGM、音響効果、字幕等を入れること。視聴者（中高生等の若い世代）を引きつけ、魅力的なコンテンツとなるよう工夫すること。

キ 動画の構成

- ・想定している構成案は下記のとおりであるが、受託者側で、事業目的に沿って適切な構成の案があればその提案を妨げない。

<想定している構成案>

	テーマ	動画のねらいや内容の例
1	ライフデザインについて	・人生には多様な生き方の選択肢があり、自分らしい生き方をするために必要な知識や情報を得て、希望する人生を自らデザインしてもらうという本動画の目的を示す。
2	働くことについて	・正規雇用や非正規雇用、テレワークや起業など様々な働き方があることを示し、どのような職に就きたいか、どのような職場で働きたいかといった仕事の見つけ方についてヒントを与える。
3	SRHR（性と生殖に関する健康と権利）について	・SRHRについて知ってもらい、性や妊娠・出産、避妊等についての知識を持ってもらうきっかけとする。
4	結婚、パートナーシップ制度について	・パートナーとの出会いや結婚の良さを示し、人生設計の選択肢のひとつとして、結婚についての知識を持ってもらう。 ・パートナーシップ制度に触れ、多様な関係性を認める社会について知ってもらう。
5	妊娠・出産について	・妊娠に適した年齢や不妊治療、出産が母体に与える影響等、妊娠・出産のために必要な知識を得て、こどもを持つことについて考えてもらう。
6	子育てについて	・男女ともに子育てをすることや、地域の子育て支援制度を紹介し、子育てをすることについて考えてもらう。
7	家庭と仕事のバランスについて	・子育て中の日々の過ごし方や働き方、育児休業等の制度について紹介し、働きやすい環境や子育てしやすい環境整備について知ってもらう。
8	将来必要な費用について	・生涯に稼ぐことができるお金と、子育てにかかるお金等のライフステージに応じてどのような出費があるかを示し、将来必要なお金の目安について想像してもらう。
9	まとめ	・視聴者が自らのライフデザインを設計したいと思わせる内容とする（具体的な内容は提案によること）。

ク その他

- ・制作にあたっては、県が指定する有識者2名以内による監修を行うものとする。また、監修に対する謝金については、一人あたり日額2万6千円（税込）（上限10万円（税込））を費用として一式計上すること。
- ・ナレーター、声優等を起用する場合は、選定、出演に関する手続きを行い、謝金等は委託料に含めること。

ケ 納品

- ・9. に示す場所へ令和6年10月15日（火）までに納品すること。
- ・動画のデータ及びCD-R（YouTube等に掲載するため、編集不可能に変換したもの）を電子メール等の方法で送付すること。

(2) ライフデザイン動画周知チラシ等の作成

ア 内容

- ・研修ツールの普及をめざし、周知チラシを作成する。
- ・インスタグラム及びT i k T o k で県が広報するためのデータを作成する。

イ チラシの規格等

- ・規格：A 4 コート紙 9 3 . 5 K g 以上、両面
- ・数量、ページ数：5 0 0 部、2 頁
- ・印刷方法、校正：4 色刷、校正 3 回

ウ 納品

- ・9 . に示す場所へ令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）までに納品すること。
- ・成果物の電子データ（チラシは P D F 及び A I データ）を電子メール等の方法で送付すること。

(3) ライフデザインセミナーの実施

ア 目的

- ・専門家によりライフデザイン動画の内容を伝え、その内容について参加者（中高生等）が自分ごととして考え、理解を深めることを目的として開催する。

イ 内容

- ・令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 1 月の間にセミナーを 2 回開催すること。セミナーは 2 回とも同内容とする。なお、セミナーの実施費用は 1 2 0 万円（税込）以内に収めること。
- ・セミナーは、県が指定する市町村と共催で実施し、1 回あたり 2、3 時間程度、参加者最大 60 名とする。

ウ セミナーの企画提案、資料作成、打合せ

- ・セミナーの中で参加者が実際に自身のライフデザインについて考えられるよう、グループワークやワークショップ等を企画すること。
- ・県の意見等を踏まえ、中高生をターゲットとしたセミナーの企画提案、資料作成及び打合せを行うこと。
- ・セミナーの中で制作したライフデザイン動画を放映する機会を設けること。
- ・広報チラシを作成し、P D F データを電子メール等の方法で送付すること。

規格：A 4 両面、2 頁、4 色刷、校正 3 回

エ セミナー会場のレイアウト等調整

- ・県の意見等を踏まえ、会場のレイアウトを作成すること。なお、会場予約、会場使用料の支払いはセミナーを共催する市町村が行う。

オ 講師等との調整

- ・講師等への調整業務を行うこと（事前打ち合わせ、日程調整、謝金の調整及び支払い等）。なお、講師等の選定及び謝金額については、県と相談のうえ決定し、費用として一式計上すること。

カ セミナー運営に必要な人材の手配・業務指示

- ・運営に必要な人材の手配並びに業務指示を行うこと。

キ アンケートの実施

- ・参加者にアンケートを行うこと。アンケート項目全体について事前に県へ協議すること。

(4) (3) で実施したライフデザインセミナーをまとめた動画の制作

ア 内容

- ・セミナー当日の内容を後日 Y o u T u b e 等に掲載できるように編集した動画を制作する。

イ 規格等

- ・動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、画面比率は16：9とする。
- ・動画の時間は30分以内とする。
- ・再生用データ：CD-R 2枚
- ・動画配信、ウェブサイト掲載用データ：PC等で再生可能なMP4データ
- ・セミナーの映像に加え、アンケート集計結果を示すこと。

ウ 納品

- ・9. に示す場所へ令和7年3月14日（金）までに納品すること。
- ・動画のデータ及びCD-R（Y o u T u b e 等に掲載するため、編集不可能に変換したもの）を電子メール等の方法で送付すること。

4. 参考資料

作成にあたっては、県から資料を貸与できるものとするが、他の媒体の資料も参考にすること。受託者は、県の指示に従い、借用書を県に提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

5. 著作権

- (1) 成果物の著作権は、成果物の引き渡しによりすべて県に帰属するものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を公開し、公衆放送し、展示し、若しくは頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは第三者に利用させること等ができるものとする。
- (3) 成果物の用途上、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保障するものとする。
- (5) 本業務の中で使用する写真・画像、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

6. 実績報告書の提出

本件受託者は、受託業務の実施内容について記録を残し、業務完了後20日以内又は令和7年3月21日（金）のうち、いずれか早い日までに実績報告書を作成のうえ提出することとし、実績報告書には、実施日、実施内容、参加者数等の実施内容等について記載することとする。また、県は業務実施状況等につき、受託者に報告を求めることができるものとする。

7. 費用負担

本業務の履行に係る費用については、すべて受託者が負担するものとする。

8. その他留意事項

(1) 県との連絡体制

受託者は本事業の適切な実施のため、県と連絡調整を行い得る体制を整えること。

(2) 個人情報保護の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならないこと。

(3) 再委託等の取扱い

受託者は業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならないこと。ただし、業務の一部を委託することについて、県の許可を得た場合はこの限りではない。

(4) 業務実施体制

統括責任者を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を、契約時に作成し、県に提出すること。

(5) 協議の実施

県と受託者は、本業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに、受託者において議事録を作成すること。県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

(6) 帳簿等の整備

経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国又は県の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

(7) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、別紙3「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

(8) 不測の事態への対応

天災の発生や感染症の蔓延等、不測の事態により業務の延期や続行不能が見込まれる場合は、速やかに県と協議を実施し、県の指示を仰ぐこと。

(9) 本仕様に記載のない事項については、受託者と県とが協議のうえ決定する。

9. 担当部課連絡先

奈良県 地域創造部 こども・女性局 こども・女性課 少子化対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8603

(参考) 事業スケジュール

- ・ 動画制作 令和6年10月15日（火）納品
- ・ 動画周知チラシ作成 令和6年10月15日（火）納品

- ・セミナーの実施 令和6年12月から令和7年1月の間に2回開催
- ・セミナーをまとめた動画制作 令和7年3月14日（金）納品

別紙 1

個人情報取扱特記事項

注)「甲」は「委託者」を、「乙」は「受託者」をいう。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙 2

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

別紙3 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適性に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法7条の規程の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額を言う。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同条第3条第4項に規定する任意継続被保険者をのぞく）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、または本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。